

## 仕様書等に関する質問 回答書

業務名：海田町立図書館システム更新業務

回答日：令和8年3月31日

質問事項について、下記のとおり回答します。

番号	該当箇所	質問事項	回答
1	海田町立図書館システム更新業務プロ ポーザル実施要領 P3 9 企画提案書の提出	「(3) ③本編は 40 ページ以内として」と記載がございますが、 (4) 提出書類②企画提案書の表紙を含めた総ページ枚数が 40 ページ以内という認識でよろしいでしょうか。	表紙・目次は含めず、本編が 40 ページ以内です。
2	海田町立図書館システム更新業務プロ ポーザル実施要領 1 2 契約の締結 但し書き	「※本プロポーザルに係る契約の締結において、リース会社に 賃貸借契約の委任を行う場合は、受託候補者の委任するリース 会社と契約締結を行う。」につきまして。 ① 上記に含まれる委任の範囲は「図書館システム機器借上」 であり、「図書館システム保守業務」は、貴町と受託候補者との 2者間契約という認識でよろしいでしょうか。 「図書館システム保守業務」が委任に含まれる場合は、同業務 をリース会社から委任元の受託候補者へ再委託する必要がありますが、問題ありませんでしょうか。	ご認識のとおりです。 「図書館システム保守業務」は、町と受託候補者との2者 間契約です。
3	図書館システム更新業務基本仕様書 6 (10) 契約期間満了時の機器の取扱い	「契約期間満了後は、受託者は町が不要と判断した 機器の撤 去・回収を行うこと。」につきまして。 ① 原則として、契約期間満了後はすべての機器が無償譲渡と なりますか。 ② 譲渡条件付き契約の場合は、実質的な割賦契約となるた め、固定資産税は免除（貴町負担）という認識でよろしいで しょうか。 一部の機器のみ無償譲渡となる場合は、入札条件として対象と なる機器を明示していただけますでしょうか。	① 原則は、すべて無償譲渡です。 ② ご認識のとおり、固定資産税は免除です。無償譲渡と なるのは一部ではなくすべての機器です。